

# 久留米市分別収集計画

## (第10期計画)

令和4年6月

# 久留米市分別収集計画

## 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	4
11	他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

# 久留米市分別収集計画 (第10期計画)

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であり、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを通じて、循環型社会の構築を目指し、ごみ減量・リサイクルの取り組みを更に推進する必要がある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の2R（リデュース、リユース）＋R（リサイクル）を推進することにより、温室効果ガスの削減や資源の有効活用、焼却処分量及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用してもなお発生する廃棄物は再資源化を基本とした循環型社会づくり
- ・市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる資源の有効活用や環境負荷の軽減
- ・容器包装廃棄物の安全で適正な処理

## 3 計画期間

本市の分別収集計画の第10期計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ缶、スチール缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装、PETボトル、その他のプラスチック製容器包装、白色トレイを対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	5	6	7	8	9
容器包装廃棄物	15,697 t	15,767 t	15,837 t	15,907 t	15,977 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、地域住民によるごみ集積所の適正な維持・管理及び排出指導体制の確立等を図り、分別の徹底と排出源における減量を推進する。

事業名	事業内容
くるめエコパートナー事業	地球温暖化防止のため、マイバッグ、マイはしなどのエコ活動を実践していただく「くるめエコパートナー事業」を実施し、身近なところからの省エネルギー・省資源・ごみ減量の意識啓発を図る。
COOL CHOICE 宣言	地球温暖化に資する国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」への賛同を首長が宣言し、広報紙等で市民・事業者に広く呼びかけることにより省エネやごみ減量の取り組みを促進する。
資源回収支援制度	資源回収活動を実施する団体に対して、奨励金の交付や表彰を行うことにより資源物の回収を促進し、ごみ減量効果を維持・向上させるとともに、市民の資源回収活動に対する積極的な参加と協力の意識の高揚を図る。
啓発活動の充実	環境教育の一環として、小学校4年生用の副読本を作成配布するとともに、ごみ分別辞典、環境情報誌、生ごみダイエットハンドブック・「3R」ハンドブック・その他パンフレットやチラシ等により広く市民にごみ減量や分別・リサイクルに関する情報を提供し、国が進める脱プラスチックの取り組みの浸透を図る。また、宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザを活用した施設見学会、環境学習会を開催し、久留米市のごみ事情の周知と市民へのごみ減量・リサイクル意識の啓発を図る。
有料指定袋制度	分別の徹底と負担の公平を求め、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、家庭系の有料指定袋制度を実施する。
廃棄物減量等推進員(分別推進員)制度	ごみの排出やごみ集積所の管理等に関する地域住民への周知・指導パトロールを実施する。
マイボトル推奨店登録事業	市内にある飲食店で、市民が持参したマイボトルに飲料を提供できる店舗を登録し利用することができるよう広報することで、市民のごみ減量に関する意識の啓発を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

No.	分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分									
1	主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶類									
2	主として <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">ガラス製の容器包装</td> <td style="padding-left: 5px;">—</td> <td>無色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"></td> <td style="padding-left: 5px;">—</td> <td>茶色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"></td> <td style="padding-left: 5px;">—</td> <td>その他のガラス製の容器</td> </tr> </table>	ガラス製の容器包装	—	無色のガラス製の容器		—	茶色のガラス製の容器		—	その他のガラス製の容器	無色のガラス 茶色のガラス その他ガラス
ガラス製の容器包装	—	無色のガラス製の容器									
	—	茶色のガラス製の容器									
	—	その他のガラス製の容器									
3	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	紙パック									
4	主として段ボール製の容器包装	段ボール									
5	主として紙製の容器であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装									
6	主としてPET製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	PETボトル									
7	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装									

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール缶	137	135	133	131	129
アルミ缶	322	330	338	346	355
無色ガラス （うち独自処理量）	566 (36)	555 (36)	545 (35)	535 (34)	527 (34)
茶色ガラス （うち独自処理量）	463 (34)	457 (33)	452 (33)	447 (32)	443 (32)
その他ガラス （うち独自処理量）	450 (18)	465 (18)	480 (19)	496 (19)	511 (20)
紙パック	8	8	8	8	8
段ボール	650	654	657	659	662
その他紙製容器包装	0	0	0	0	0
PETボトル	470	472	474	475	477
その他プラスチック 製容器包装 （うち独自処理）	669 (0)	699 (0)	726 (0)	750 (0)	772 (0)
うち白色トレイ	0	0	0	0	0
合 計	3,735	3,775	3,813	3,847	3,884
	(88)	(87)	(87)	(85)	(86)

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管等 段階
缶	アルミ	缶類		市による定期収集	市
	スチール			集団回収	民間
びん	無色ガラス	無色ガラス	びん類	市による定期収集	市
	茶色ガラス	茶色ガラス			
	その他ガラス	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック		市による定期収集	民間・市
	段ボール	紙類		市による定期収集 集団回収	民間・市 民間
プラスチック	PETボトル	PETボトル		市による定期収集	市
	その他プラスチック 製容器包装	プラスチック類		市による定期収集	市
	白色トレイ	白色トレイ		市による拠点回収 (北野地域)	市

※白色トレイ等の一部品目については、スーパー等店頭回収が実施されている。

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集する容 器包装廃棄物の 種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
アルミ	缶類	専用容器	平ボディ(田主丸・北野) パッカー(旧久留米・城島・三 瀬)	宮ノ陣クリーンセン ター(選別・圧縮・ 保管) 耳納クリーンステ ーション(選別・圧 縮・保管) 廃棄物処理センター サン・ポート(選 別・圧縮・保管)
スチール				
無色ガラス	無色ガラス	専用容器	平ボディ(田主丸・北野) パッカー(城島・三瀬) 多室型分別収集車(旧久留米)	宮ノ陣クリーンセン ター(選別・保管) 耳納クリーンステ ーション(選別・保管) 廃棄物処理センター サン・ポート(選 別・保管)
茶色ガラス	茶色ガラス			
その他ガラス	その他ガラス			
紙パック	紙パック	ひもでしぼる	平ボディ	民間業者(圧縮・保 管) 廃棄物処理センター サン・ポート(選 別・圧縮・保管)
段ボール	紙類			

P E T ボトル	P E T ボトル	専用容器	平ボディ(田主丸・北野) パッカー(旧久留米・城島・三 瀬)	宮ノ陣クリーンセン ター(選別・圧縮・ 保管) 耳納クリーンステー ション(選別・圧 縮・保管) 廃棄物処理センター サン・ポート(選 別・圧縮・保管)
その他プラ	プラスチック 類	専用容器	平ボディ(田主丸・北野)	宮ノ陣クリーンセン ター(選別・圧縮・ 保管) 耳納クリーンステー ション(選別・圧 縮・保管) 廃棄物処理センター サン・ポート(選 別・圧縮・保管)
		袋	パッカー(旧久留米・城島・三 瀬)	

※北野地域については令和5年度より「甘木・朝倉・三井環境施設組合」脱退に伴い、旧久留米地域に収集制度統一予定。詳細については協議中。

#### 11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 本法に定められる分別基準に適合するためには、排出者による容器の洗浄及び分別の徹底が必要であることから、住民協力体制の確立を図るため廃棄物減量等推進員を中心に分別排出の徹底とごみ集積所の管理・清掃等自主管理を強化していく。
- 集団回収の促進のため、奨励金の交付・優良団体の表彰等を引き続き実施していく。